

成年後見制度学習会・相談会

専門職に学ぶ 成年後見制度

令和8年
1月31日

土

第1部

- ・成年後見制度のあれこれ
～制度の説明・実際のケース紹介～
- ・質疑応答

第2部

- ・専門職との個別相談
1組20分 8組限定

※個別相談をご希望の場合は、お電話でお申し込みください！

コーディネーター（司会）

後藤明宏氏
(市成年後見制度地域連携
ネットワーク連絡協議会
会長・こだまネット理事長)

久保田 聰氏
(弁護士)

照井 弘行氏
(司法書士)

松丘 晃氏
(行政書士)

野村 本明氏
(社会福祉士)

パネラー



*申込は、**令和8年1月20日(火)**までに
市・地域支援課(電話 60-1941)または右記の専用フォームへ
* 会場は全席自由席です。
* 手話通訳をご希望される方は、お申込みの際、その旨をお知らせください。



【会場へのアクセス】

- JR中央線・吉祥寺駅北口下車、徒歩5分
- 施設専用の駐車場はありません。

“生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち”を目指して
(主催)武藏野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会・武藏野市成年後見利用支援センター

問い合わせ TEL 武藏野市地域支援課 0422-60-1941

公益財団法人武藏野市福祉公社(成年後見利用支援センター)/0422-66-2332

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

弁護士 久保田 聰 氏

弁護士の職務は多岐にわたりますが、交渉や調停などの話し合いや、訴訟などの法的手続において最も強みを発揮できるといえます。そのため成年後見の分野においても、ご本人の介護方針等で親族間に意見の対立があるケース、虐待が疑われるケース、ご本人の財産を取り戻す必要があるケース、相続で揉めているケース、賃貸物件の管理等権利関係が複雑となるケースなど、「紛争性」や「複雑性」のあるケースは弁護士が適任といえます。

司法書士 照井 弘行 氏

司法書士は、街の身近な法律家です。登記・法律の専門家であるため、ご本人（被後見人）に相続手続・不動産売買が必要となる場合には、プロフェッショナルな対応が可能です。

また、裁判所に提出する書類を作成する専門家でもあるため、申立書等の作成からお任せいただくことが可能です。こうした点から、親族以外の専門職後見人の中で、司法書士が最も多く選任されています。



～専門職のご紹介～

行政書士 松丘 晃 氏

東京都行政書士会では公益社団法人成年後見支援センターHILFEという団体を作り、後見人の養成、後見制度の啓発活動を行っております。

行政書士自体が様々なバックボーンの経験の方がおり、不動産や、介護福祉関係など前職の知識を活かし、その方に合った後見人を推薦させていただくことが可能です。また、知的障害をお持ちの若年の方など、長期間に渡り支援の必要な方に対しては個人ではなくHILFEが法人として後見人になることによって、長期的なご支援も可能です。

社会福祉士 野村 本明 氏

東京社会福祉士会で運営する「ぱあとなあ東京」では任意や法定後見等の受任や後見等申立て支援から適任者紹介や各種相談を行います。さらに、会員資質向上の勉強会を開催し、市区町村等へ講師派遣を行う等の活動も行っています。社会福祉士の特性を生かし、かけがえのない存在であるご本人の権利を守る援助者として、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分になった方の生活や財産を守るため、本人の自己決定を支援します。